

令和7年8月25日

関係者 各位

ご 回 答

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 令和7年8月17日付けの質問書（その2）に対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。

記

- 1 7/31付け「ご回答」1に対する再質問へのご回答
回答の必要性がないものと思料いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。
- 2 7/31付け「ご回答」2に対する再質問へのご回答
ご回答申し上げましたとおりです。
- 3 7/31付け「ご回答」3に対する再質問へのご回答
回答の必要性がないものと思料いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。
- 4 7/31付け「ご回答」4に対する再質問へのご回答
株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社としては、既にご回答申し上げましたとおり、解体工事及び除染工事の施工業者が決定した時点において、改めて、判断いたします。
- 5 7/31付け「ご回答」5に対する再質問へのご回答
ご回答申し上げましたとおりです。
- 6 7/31付け「ご回答」6に対する再質問へのご回答
株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社としては、令和7年7月31日付けの回答書において、ご回答申し上げましたとおりです。
- 7 追加の質問へのご回答
現時点においては、未定です。

以 上